

4 地域産業振興関係

ア 地域活性化

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用 (厚生労働省)	a 施設基準については、当該「しんしゃく」の運用について可能である旨、各地方公共団体に再度周知する。	重点・地域(1)	措置		
	b 複数の地域をまたがる事業展開のコスト負担を軽減するための必要な仕組みを構築することができるよう、各地方公共団体に対して、技術的助言を行う。		措置		
地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続きの簡素化 (厚生労働省)	申請の際に必要な審査書類について、真に必要なものにとどめるよう必要な場合には検証することなどにより、審査の迅速化や申請に係るコスト削減に取り組む。	重点・地域(1)	逐次実施		
ボランティア有償運送の促進について (国土交通省)	a 改正後の道路運送法(以下「改正法」という。)施行後のボランティア有償運送の実態を把握し、制度の適切な運営を図るため、関係機関と連携して改正法の施行状況のフォローアップを行う。	重点・地域(1) ア	措置		
	b 改正法の施行状況のフォローアップの結果等も踏まえつつ、登録等を要しない運送の態様や運営協議会における議事手続の明確化、運営協議会の運営における透明性の向上など、わかりやすさに配慮した新たなガイドブックの作成や説明会への参加などを通じて、改正法の趣旨や制度内容の周知を図る。	重点・地域(1) イ	措置		
	c 地方運輸局等においてボランティア有償運送を実施しようとする者や地方公共団体などからの問合せに答える相談窓口を明確化し、当該相談窓口においてボランティア有償運送をめぐる相談者からの相談に応じるとともに、必要に応じ問題の具体的解決に向けた関係者への働きかけ等を行う。	重点・地域(1) ウ	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	d ボランティア有償運送をめぐる問題を収集し、同種の問題を抱える者の参考に供するため、相談窓口に寄せられた相談事案、問題解決に至るプロセス等を相談者等のプライバシーに配慮しつつホームページ上で公表することを通じボランティア有償運送に関する情報を幅広く関係者に提供すべく必要な措置を講ずる。	重点・地域(1) エ		措置	
地域活性化に資する屋外広告物の道路占用について (国土交通省)	道路空間を有効活用することを通じた民間の自主的な地域活性化への取組みを促進すべく、まちづくり団体が広告収入を街路灯や沿道の植栽の整備、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために使用する場合における屋外広告物の占用について、道路管理者が道路占用の許可を適切に判断できるよう、道路交通の安全を確保しつつ、必要に応じてまちづくり団体や地方公共団体等の意見、要望等を把握した上で、占用主体、占用場所、占用物件の構造などの占用許可基準を定め、周知する。	重点・地域(1)	措置		
工場立地の規制等について (経済産業省)	a 今般の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の立案に伴って、中央省庁横断的な連絡会を立ち上げるなど体制整備を構築したところであるが、迅速な企業立地を促進する観点から、中央のみならず各地域ブロックにおいても横断的な連絡会を立ち上げる。	重点・地域(2) ア	措置		
	b 地域ブロック連絡会の設置状況や地方公共団体の取組事例等について公表する。	重点・地域(2) ア		逐次実施	
	c 企業立地に係る専門家の活用を進めつつ、関係省庁の連携の下、事業者の具体的ニーズに基づき不断の取組を行う。	重点・地域(2) イ	逐次検討・結論・実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	d 今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行状況の評価を行うとともに、産業立地政策全体の中で、適宜、工場立地法における生産施設面積率基準、緑地の定義の範囲等について、制度改善の検討を行い、早期に結論を得ることを目指す。	重点・地域(2) ウ	平成19年度検討、早期に結論		
農地法等に基づく処理の迅速化(農林水産省)	優良農地の確保に配慮しつつ、今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく工業用地のための農林水産大臣許可事案の農地転用については、基本計画への同意後改めて事前審査を課さないことにより、審査期間を短縮する等、農地法等に基づく処理の迅速化に取り組むべく必要な措置を講ずる。	重点・地域(2)	措置		

イ 国の過剰関与の問題

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
公営住宅家賃の決定について(国土交通省)	公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団体の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲を拡大する方策を検討する。	重点・地域(3) ア	結論・措置		
防除作業における国の関与について(農林水産省)	都道府県の事務を一層効率的に進めるために、同意を要する理由及び基準について都道府県に周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率化に向けた取組を行う。	重点・地域(3) イ	措置		
農業近代化のための資金融資について(農林水産省)	「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)の冒頭にもある「都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知徹底を図る。	重点・地域(3) ア	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
商工会議所の定款変更について (経済産業省)	商工会議所の定款変更については、変更する項目によって国と都道府県に認可権限が分かれているが、道州制特区法を踏まえつつ、商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中を目途に調査をし、必要に応じ所要の見直しをする。	重点・地域(3) ア	措置		

ウ 地方ごとに異なる規制等の問題

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方公金納入書の規格・様式について (総務省)	納入書の規格・様式については、総務省において、民間からの要望を踏まえ、地方団体宛てに様式例を提示すること等を通じて、各団体がシステムの更新や改修の機会に様式統一化へ向けた変更を行っておくこと等について留意させる等の取組を引き続き進めることなどにより、その早期統一の実現へ向けた努力を継続する。	重点・地域(4)	逐次実施		
原動機付自転車に係る軽自動車税の納付におけるマルチペイメントネットワークの活用 (総務省)	自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステムにおいて決済基盤として利用されているマルチペイメントネットワークについては、市区町村が接続することにより公金の納付に活用することが可能であることに着目し、原動機付自転車の所有者等の利便性を図る観点から、毎年度賦課徴収される軽自動車税(1,000円~2,500円)について、電子的に納付することが可能となるよう、市区町村におけるマルチペイメントネットワークの活用を推進する。	重点・地域(4)	逐次実施		
公共工事指名願いに關する諸手続き等の統一について (総務省)	現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負荷低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。	重点・地域(4)	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
医療装置搭載車に関する医療法上の許可について (厚生労働省)	各都道府県等の自治事務であることに配慮をしつつも、医療装置搭載車の活用が地域において進められているという実態を踏まえ、医療法上の許可のあり方について検討する。	重点・地域(4)	検討・結論		
飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理の標準化 (厚生労働省)	地方公共団体の自治事務であることに配慮をしつつも、営業許可申請書については、過去の通知等を踏まえた地方公共団体における許可受付事務の実情を把握した上で、改めて手続きの利便性を向上させる観点から、標準的な様式の周知徹底を図るとともに、Eメール及び郵送での対応を促すべく、必要な措置を講ずる。	重点・地域(4)	措置		
指定業者登録様式の統一化 (総務省)	現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負担低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。	重点・地域(4)	逐次実施		

エ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策 (各府省、総務省)	<p>国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に掲げる点について取り組む。</p> <p>なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。</p>	計画・基本イ	逐次実施		
(内閣府)	a 規制改革会議においても、今後とも構造改革特別区域推進本部との一層の連携を図りながら地方における実態の把握を行った上で、問題点や課題を明らかにしていく。	計画・基本イ a	逐次実施		
(内閣府)	b 規制改革会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。	計画・基本イ b	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(内閣府)	<p>c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。</p> <p>したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。</p>	計画・基本イ c	逐次実施		
(公正取引委員会)	<p>d 公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」(平成11年6月)、「公共調達における競争性の徹底を目指して(公共調達と競争政策に関する研究会報告書)」(平成15年11月)が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。</p> <p>【地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書(平成16年9月8日)】</p> <p>【公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書(平成17年10月14日)】</p>	計画・基本イ d	逐次実施		